

情審第7号

令和8年（2026年）6月25日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和7年（2025年）10月22日付け福政第7963号で諮問（諮問第47号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において非公開とした項目のうち、性別については公開すべきである。

なお、新型コロナワクチン接種者（以下「接種者」という。）の抽出日の年齢及び転入している場合の転入日並びに未接種者の情報（以下「本件不存在情報」という。）の文書を不存在とした決定は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和7年5月2日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス予防接種が開始された2021年初月から現在の期間における未接種者も含む小田原市全住民の生年月日又は抽出日の年齢、性別、死亡している場合の死亡日、転出している場合の転出日、転入している場合の転入日、当該ワクチンの接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・何回目か及び個人宛名番号の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和7年5月19日付けで、接種者の生年月日又は抽出日の年齢、性別、死亡している場合の死亡日、転出している場合の転出日、転入している場合の転入日、当該ワクチンの接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、何回目か及び個人宛名番号が含まれるデータ（以下「本件文書」という。）を特定し、本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を、生年月日、性別、死亡している場合の死亡日、転出している場合の転出日及び個人宛名番号（以下「本件非公開情報」という。）とし、公開をしない理由を次のとおりとした。

条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの。

また、本件不存在情報については、保有していないとした。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和7年8月5日付けで、行政不

服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和 7 年 9 月 4 日付けで弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼し、審査請求人は審査庁に対し、令和 7 年 10 月 3 日付けで反論書を提出した。
- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和 7 年 10 月 22 日付けで諮問書を提出した。

第 5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、再度検討を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 新型コロナワクチンによる過去最大の健康被害が起きており、2021 年度後半から毎年超過死亡が増加している。超過死亡の原因を探ると、新型ワクチン接種開始後からであり、全国の各自治体のワクチン接種状況と死亡数の調査が開始されている。
 - (2) 今回の情報開示は、条例第 8 条第 1 号ただし書ウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である。」に該当し、小田原市民の健康と命を守るという公益目的に当たる。
 - (3) 未接種者の生年月日又は年齢、性別、死亡日、転入日、転出日、ワクチン接種内容、宛名番号については情報を保有していないため不存在として決定したものとあるが、住民基本台帳には存在しており、行政システムを通じて市は業務上、日常的に管理、活用しているものである。開示請求は市長へ行ったものであり、一つの課のみへの請求では無く、必要に応じて情報を抽出、照合し出力可能なものであるため、行政文書により開示がなされるべきではないか。
 - (4) 非公開とした文書について、個人情報保護のためとはいえ、多くの人口を抱え

た小田原市で、生年月日、性別、転出日、死亡日だけでは個人を特定できるとは思えない。宛名番号も役所と個人が知っている情報であり、氏名と住所などを照合しない限り、他人から特定されるものではなく、個人情報や個人識別符号にも該当しない。

- (5) 小田原市は、「新型コロナワクチンの副反応（死亡者も含む）については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（以下「国の審議会」という。）で安全性等が評価されており、その結果は厚生労働省のホームページで公表されていることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する為、公にすることが必要という規定には該当しない。」と主張しているが、厚生労働省の安全性に問題無いという言葉は正しいとは思えず、小田原市でも市民から多数の被害申請届が出ているのではないか。
- (6) 神奈川県内では 2025 年 6 月 12 日時点で、被害救済制度受理件数 761 件、認定件数 514 件、その内死亡受理件数 107 件、死亡認定件数 55 件である。神奈川県内各自治体からの副反応疑い報告件数は 3,313 件、その内死亡件数は 118 件となっている。このような矛盾が国、地方でみられており、もっと調査を行う必要がある。
- (7) 以上の点から、本件処分のうち公開しないとした部分を開示することを求める。

第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件不存在情報については、健康づくり課において、当該情報を保有していないため、条例第 6 条の規定のとおり、不存在と決定したものである。
- (2) 本件未公開情報は、条例第 8 条第 1 号に規定される「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること」に該当する情報であるため、非公開と決定したものである。
- (3) 請求者は、非公開とした情報について条例第 8 条第 1 号ただし書ウの規定に基づき公開を求めているが、新型コロナワクチンの副反応（死亡を含む）については、国の審議会で安全性が評価されている。また、その結果は厚生労働省のホームページで公表されている。
- (4) 国において新型コロナワクチンの副反応について、安全性を評価し公表されて

いることから条例第8条第1項ウの規定に該当しない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしない理由とした条例第8条第1号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号に該当し、同号ただし書ウには該当しないとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その範囲につき見解が分かれることが少なくないため、個人を識別し得る情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないもの及び保護されるべき個人の権利利益を上回る公益があるものをただし書で例外的公開事項として列挙している。

(2) 条例第8条第1号ただし書ウについて

条例第8条第1号ただし書ウは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を例外的公開事項として規定している。

当該規定では、個人に関する情報は、みだりに公にされることがないように最大限に配慮し保護されるべきであるが、保護されるべき個人の権利利益を上回る公益があるときは、個人に関する情報を公開する必要性と正当性が認められることから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」については、非公開情報から除いている。

本規定は、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害されるおそれがある場合にも適用される。

「公にすることが必要であると認められる」とは、非公開にすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量して、公開することにより保護される利益が優先すると認められ、かつ、他の方法では対処できないと認められる場合をいう。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重に検討することが必要である。

2 本件非公開情報の条例第8条該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件非公開情報の条例第8条該当性について検討していく。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会において、本件文書を確認したところ、本件非公開情報のうち性別を除く情報については、これを公開することで、他の入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが可能であるため、条例第8条第1号本文の非公開情報に該当する。

ただし、性別については、公開をしたとしても特定の個人を識別できるとまではいえないため、公開すべきである。

(3) 条例第8条第1号ただし書ウの該当性について

審査請求人は、本件非公開情報を条例第8条第1号ただし書ウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である。」に該当し、小田原市民の健康と命を守るという公益目的に当たると主張している。

新型コロナワクチンの副反応については、国の審議会で安全性が評価されており、その結果は厚生労働省ホームページで公表されている。

そのような中で、本件非公開情報が、審査請求人が主張するような健康等を保護

し、命を守るために公開すべき事情があるとは認めがたく、同号ただし書ウには該当しない。

3 不存在とした情報について

審査請求人は、「本件不存在情報は住民基本台帳の情報を抽出、照合し出力可能なものであるため、行政文書により開示がなされるべき。」と主張している。

しかし、条例は、実施機関に対し既存の文書の公開等を義務付けるものであり、その他の情報を突合して新たな文書の作成を義務付けるものでない。

よって、実施機関の決定は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年 10月 22日	審査庁からの諮問書を受付
令和7年 11月 17日	第105回情報公開審査会 事案の審議
令和8年 1月 14日	第106回情報公開審査会 事案の審議
令和8年 3月 26日	第107回情報公開審査会 事案の審議
令和8年 5月 22日	第108回情報公開審査会 答申案の審議
令和8年 6月 22日	第109回情報公開審査会 答申案の審議